

平成31年度八王子市農業委員会第7回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年10月28日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時30分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

5 事務局職員出席者

- | | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 山 崎 光 嘉 | 主 査 | 上 原 裕 之 |
| 主 査 | 黒 田 康 雄 | 主 事 | 萩 原 健 太 |
| 主 事 | 嶋 崎 菜 緒 | | |

平成31年度（2019年度）
八王子市農業委員会 第7回総会 議題

（令和元年10月28日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

【報告案件】

- 第8 農地の権利移動取得の届出について通知について
- 第9 農地の賃貸借の合意解約について
- 第10 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第7回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について
9月1日から9月30日までの届出分（7件）
第2 「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
9月1日から9月30日までの届出分（19件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありますか。質問なしと認め、進行します。
第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。（3件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

農業委員

番号1に関してですが、何年ごろから非農地なのですか。

事務局

平成19年ごろからです。

農業委員

固定資産税は現況どおりの課税になっていたとは思いますが、税務部から情報は受けているのですか。

事務局

税務部からの情報はありません。

農業委員

今後、農地を転用する際は届出を提出するよう指導していただきたいと思います。

議長 ほかにご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。
第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(9件)

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

議長

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は下恩方町、設定する土地は下恩方町の土地

2筆、849㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は1年間。

借り手について、法人、住所は高尾町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は1,711㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間230日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

申し訳ありませんが、声の調子が良くないので事務局に代読願います。

議長

事務局をお願いします。

事務局

それでは、代読いたします。10月17日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、利用権の設定を受ける特定非営利活動法人の農場長に今後の作付計画を伺いました。対象の農地ですが、すでに利用権設定を受けて一年間使用している農地です。農場長を含め、スタッフが交代でほぼ毎日利用者を連れて農作業に従事しています。障害

者による農作業なので無農薬による野菜栽培を行っているという
ことですが、雑草が無く、インゲンやクウシンサイ、ナスをはじめ、さ
まざまな野菜が整然と作付けされていました。今日の作業ではカブの
種を蒔いたとの事でした。収穫した野菜は当該特定非営利活動法人が
運営する店舗や飲食店で使用するほか、市内のスーパーなどへ出荷し
ています。周辺にはアドバイスをもらえる農家もいますし、地域のイ
ベントに積極的に参加するなど、地域との関係も良好のようです。獣
害対策として柵等を設置していましたが、今年はイノシシの被害がひ
どく柵を越えてくることがあると言っていました。このため電気柵に
よる対応を講じてはどうかと助言しました。引き続き恩方地域の新規
就農者としてがんばっていただきたいと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 今後の損益については報告があるのですか。

事務局 損益の報告は求めています。

議 長 ほかにありませんか。

農業委員 資料の 19 ページの損益計画書に障害者の賃金は含まれているのでし
ょうか。

事務局 損益計画書の人件費が、今回利用権を設定する 2 筆における就労継続
支援 B 型の利用者の賃金にあたります。

議 長 ほかにありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。
第 5 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 6 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議
題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 6 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は暁町三丁目、丹木町三丁目、尾崎町の土地 4 筆、計

2,932㎡。買取申出事由の生じた者について、住所は尾崎町、申出者との続柄は「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成31年4月8日。年齢は91歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。10月17日、事務局職員とともに、願出者からお話を伺いました。願出者の父は学校卒業を機に農業に携り始め、長年にわたり野菜作りや稲作に従事してきました。願出地では、暁町三丁目でクリ、丹木町三丁目でブルーベリー、ウメ、尾崎町でイネ、ナス、ハウレンソウ等を栽培していました。収穫した野菜は自家消費するほか、道の駅等に出荷していました。5年程前に腰を痛めたことで、負担がかかるような農作業は困難な状況になりましたが、種蒔きや集荷作業等、可能な限り農作業に従事してきました。その後、入退院を繰り返し、4月8日に91歳で亡くなりました。今回の調査により、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。なお、尾崎町の一部は宇津木土地区画整理事業の区域内で、順次仮換地されていくとのことで、現在は柵で囲まれていました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は万町の土地1筆、1,738㎡。買取申出事由の生じた者について、住所は万町、申出者との続柄は「父」申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は令和元年6月14日。年齢は91歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。10月15日、事務局職員とともに自宅にお邪魔し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は学校卒業後の昭和16年頃から農業に携り始め、長年にわたり畑で野菜作りに励んできました。願出地の生産緑地では、ナス、トマト等の露地野菜を中心に栽培していました。以前は収穫した野菜は出荷していましたが、最近では自家消費するほか、近所へ配っていたそうです。妻とともに農業に従事していましたが、妻が亡くなった後は三女夫婦が手伝うようになりました。3、4年前からは高齢の為、足腰が弱くなり、長女夫婦、三女夫婦とともに畑の管理を行って来ました。今年5月下旬に入院し、3週間後の6月14日に91歳で亡くなりました。今回の調査により、願出があった生産緑地について、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほ

しいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第8「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第8「農地の権利取得の届出について」を報告。(1件)

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

第9「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第9「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。(1件)

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告(2件)

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第2番 熊澤 治彦 委員

第3番 青柳 有希子 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成31年度八王子市農業委員会第7回総会を閉会します。

《午後2時30分閉会》